

# **たじっこクラブ運営業務委託 プロポーザル実施要項**

**令和4年8月16日**

**多治見市教育委員会教育推進課**

## たじっこクラブ運營業務委託プロポーザル実施要項

多治見市では、「たじっこクラブ」において、支援の質の向上を図りながら、継続的かつ安定的に事業を行い、安心・安全に児童の自主性、社会性、創造性を育み、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりに資するため、本業務を適切に遂行する能力及び技術力を有する事業者に委託することとします。

なお、プロポーザルの実施については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 子ども基本法（令和 4 年法律第 77 号）※施行日：令和 5 年 4 月 1 日
- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (5) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- (6) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
- (7) 放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 34 号）
- (8) 新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日 30 文科生第 396 号、子発 0914 第 1 号）
- (9) 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成 23 年条例第 29 号）
- (10) 多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則（平成 28 年教育委員会規則第 1 号）
- (11) 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 32 号）
- (12) 多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 28 年教育委員会規則第 5 号）
- (13) 多治見市たじっこクラブ利用に係る苦情等の対応と解決に関する規則（平成 29 年教育委員会規則第 6 号）
- (14) たじっこクラブ運営基準（令和 4 年 4 月 1 日）
- (15) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）
- (16) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (17) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (18) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (19) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (20) 多治見市子どもの権利に関する条例（平成 15 年条例第 27 号）
- (21) 多治見市行政手続条例（平成 9 年条例第 1 号）
- (22) 多治見市情報公開条例（平成 9 年条例第 22 号）
- (23) 多治見市個人情報保護条例（平成 8 年条例第 25 号）
- (24) その他の関係法令

### (参考) スケジュール

日にち	内容
令和4年7月22日(金)	第1回 選定委員会(実施要項等確認)
8月16日(火)	実施要項等の公表
8月16日(火) ～9月13日(火)	実施要項等の配布期間
8月30日(火)	説明会・現地視察会
9月1日(木)	質問書提出期限
9月13日(火)	参加表明書(様式1号)提出期限
9月20日(火)	提案書等(様式2号～6号)提出期限
9月27日(火)	参加資格確認通知書の送付
10月11日(火)	第2回 選定委員会(プロポーザル審査会)
10月中旬	選考結果の通知
10月下旬～11月上旬	委託法人交代説明会(交代発生クラブのみ)
11月中旬～12月上旬	令和5年度たじっこクラブ入所説明会
令和5年1月23日(月)	令和5年度たじっこクラブ入所申込締切日
3月1日(水)	委託契約締結(5年間)

#### 1 募集(公募)期間

令和4年8月16日(火)から同年9月13日(火)まで

#### 2 提出期限

質問書: 令和4年9月1日(木)

参加表明書: 令和4年9月13日(火)

提案書等: 令和4年9月20日(火)

持参の場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

郵送の場合は、教育推進課への到着が提出期限日の午後5時15分まで

#### 3 委託のグループ及びたじっこクラブ一覧

プロポーザルに参加できるのは、1法人につき4グループまでです。

グループNO	クラブの名称	実施場所
1	南姫小たじっこクラブ	多治見市大藪町1237番地の1 (南姫小学校内)
	根本小たじっこクラブ	多治見市高根町4丁目6番地の5 (根本小学校内)
2	北栄小たじっこクラブ	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の82 (北栄小学校内)
	共栄小たじっこクラブ	多治見市高田町3丁目64番地 (共栄小学校内)

3	小泉小たじっこクラブ	多治見市小泉町7丁目90番地 (小泉小学校内)
4	精華小たじっこクラブ	多治見市十九田町2丁目119番地 (精華小学校内)
5	池田小たじっこクラブ	多治見市池田町6丁目25番地 (池田小学校内)
	昭和小たじっこクラブ	多治見市平和町4丁目180番地 (昭和小学校内)
6	養正小たじっこクラブ	多治見市平野町2丁目80番地 (養正小学校内)
	脇之島小たじっこクラブ	多治見市脇之島町7丁目39番地の2 (脇之島小学校内)
	市之倉小たじっこクラブ	多治見市市之倉町10丁目381番地 (市之倉小学校内)
7	滝呂小たじっこクラブ	多治見市滝呂町12丁目186番地の4 (滝呂小学校内)
	笠原小たじっこクラブ	多治見市笠原町3387番地の9 (笠原小学校内)

#### 4 業務内容

多治見市たじっこクラブの運営

※業務の詳細については、たじっこクラブ運営業務委託仕様書を参照してください。

#### 5 契約期間

令和5(2023)年4月1日から令和10(2028)年3月31日まで(5年間)

#### 6 申請資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 多治見市競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限される者でないこと。
- (4) 役員に、次の各号のいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると思われる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法第 199 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 200 条第 1 項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条第 1 項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続きの申立てがなされている者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によるなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (11) 参加表明書提出期限から選定の日までの期間内に、多治見市競争入札参加資格審査要綱（平成元年告示第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (12) 参加表明書提出期限から選定の日までの期間内に、多治見市税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

申請後、申請資格に該当しないことが判明した場合は、書面にて申請者にその旨を通知します。

## 7 実施要項等の配布

### (1) 配布場所

多治見市教育委員会 教育推進課

〒507-8787 多治見市音羽町 1 丁目 233 番地 多治見市役所駅北庁舎 3 階

電話番号：0572-23-5904（直通）

### (2) 配布期間

令和 4 年 8 月 16 日（火）から同年 9 月 13 日（火）まで。

ただし、土・日曜・祝日を除きます。

### (3) 配布時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

### (4) 配布方法

上記配布場所にて直接配布します。直接窓口に来所することが難しい場合は、多治見市ホームページからダウンロードするか、郵送請求してください（返信用封筒（角 2 型）及び 250 円切手同封）。

また、郵便請求の場合は書留等によることとし、申請書類の提出期限の関係から教育推進課への到着が 8 月 31 日（水）までのものとし、翌日以降の到着分は郵送しません。

## 8 説明会・現地視察会

(1) 日時 令和4年8月30日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 説明会：市内市立小学校及び当該たじっこクラブ

現地視察会：同上

(3) 参加申込 必要

令和4年8月26日(金)午後5時15分までに、多治見市教育委員会教育推進課へ電話してください(電話番号：0572-23-5904)。説明会及び現地視察会の場所については、8月26日頃までにお伝えします。参加者は、1法人につき2名までにしてください。

(4) その他

説明会及び現地視察会への参加がなくても、たじっこクラブ運營業務委託プロポーザルの応募は可能です。減点等もありません。

## 9 質問書

(1) 提出期限 令和4年9月1日(木) 午後5時15分まで

(2) 提出様式 別添様式第7号

(3) 提出方法

教育推進課へ持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれか

(4) 回答方法

質問への個別の回答は行いません。質問及びそれに対する回答を多治見市ホームページに随時掲載します。

## 10 提出書類

(1) 様式

番号	書類名	様式番号	要否
1	たじっこクラブ運營業務委託プロポーザル参加表明書	様式第1号	要
2	運営状況に関する報告書 (貸借対照表、損益計算書、決算書等)	様式第2号	要
3	たじっこクラブの運営に関する提案書	様式第3号	要
4	学校、地域及び保護者との連携に関する提案書	様式第4号	要
5	支援の必要な児童への対応及び危機管理に関する提案書	様式第5号	要
6	見積書	様式第6号	要
7	その他添付書類	なし	任意
8	質問書	様式第7号	任意
9	辞退届	様式第8号	任意

## (2) 提出方法、部数

教育推進課へ郵送又は持参のいずれかで行ってください。提出部数は、正本1部、副本19部で合計20部です。なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、日本工業規格A4判としてください。

## (3) 提出期限

「2 提出期限」に記載のとおり

なお、市が不足書類等の再提出を求めたときの提出期限は、令和4年9月22日(木)までとし、この日を過ぎた場合は受理しません。この場合、応募不可となることがあります。

## (4) 申請・提案に関する費用負担

申請・提案の際に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

## (5) 提案書の著作権及び公表

提案書の著作権は提案者に帰属します。ただし、申請書類及び提案書等は、複写することができるものとします。また、多治見市情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

## (6) 提案書の変更

市が一旦受理した提案書については、明らかな間違い、軽微な修正を除き、内容変更は認めません。また、市が不足書類等の再提出を求めた場合を除き、一旦受理した提案書に関する資料の追加提出も認めません。

# 11 選定方法

## (1) 選定方法

多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」といいます。)が行う書類審査及び申請者による口頭説明の審査により選定します。

グループごとに12の選定基準に基づく合計得点の最も高い法人を受託者として決定します。

選定委員会は以下の日程で行います。

日時 令和4年10月11日(火)午後1時30分～

場所 多治見市役所駅北庁舎4階第2・3会議室

※パソコンソフト「パワーポイント」を使用した口頭説明も可とします。

「パワーポイント」の使用を希望する場合は、参加表明書の提出時にその旨を申し出てください。詳細をお伝えします。

※口頭説明の順番はくじを用いて決定します。詳細は参加表明書の提出時にお伝えします。

※口頭説明の開始時間や所要時間は、参加資格確認通知書にて通知します。

## (2) 選定結果の通知

選定結果は、令和4年10月中旬ごろに申請者全員に文書等で通知します。

(3) 選定結果の公開

選定委員会の選定結果は、多治見市ホームページにて公開します。

(4) その他の留意事項

ア 選定委員会委員及び関係市職員との接触の禁止

応募予定者及び応募申請者は、選定委員会委員及び関係市職員と本件提案についての接触を禁じます（現地説明会等の正当な行為は除きます）。接触の事実が認められた場合には失格とすることがあります。

イ 重複提案等の禁止

ひとつの団体が複数の提案をすることはできません。

ウ 選定委員会に出席できるのは、1法人につき2名までとします。

エ 選定対象外

次の要件に該当した場合は、選定の対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要項及び仕様書に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正な行為があった場合

## 12 選定基準

提案書等及び申請者が選定委員会において説明した提案を考慮し、選定委員会で採点の上、選定します。

具体的な評価項目及び配点は、次のとおりとします。なお、審査には最低基準を設定します。最低基準は、表中の総得点の6割とし、申請者の総合得点が最低基準に満たない場合は、不合格とします。全ての申請者が最低基準を満たさない場合、最高得点の団体は提案書を再提出し、再度選定委員会の審査に付することができるものとします。

<評価項目>

評価項目		配点
項目（法人評価）	内容	20
法人評価	①たじっこクラブを運営するのに適した理念・経営方針であるか	10
	②安定した運営を継続可能であるか	5
	③放課後児童クラブや放課後子ども教室等の業務実績があるか	5
項目（技術評価）	内容	80
クラブの運営	①たじっこクラブの趣旨に沿った提案内容であり、児童数の減少や多種多様な児童が増える中、提案どおりの運営を期待できるか	20
	②積極的に児童を受け入れ、待機児童をなくす体制づくりができるか	5
	③職員の処遇（賃金、福利厚生、労働時間等）や配置、研修が適切な内容になっているか	10
危機管理	①災害、感染症（コロナ含む）、事故及び怪我の発生時の対応が十分であるか	10
	②個人情報の保護に対する適切な内容がなされるか	
学校との連携	①学校と良好な関係を築き、円滑な連携ができるか	5
地域との連携	①地域（自治会等）と良好な関係を築き、うまく連携ができるか	5
保護者への対応	①保護者と良好な関係を築き、ニーズ把握や密に情報交換ができるか	10
	②保護者からの苦情に対して十分な対応ができるか	
	③保護者負担軽減への配慮がなされているか	
支援の必要な児童への配慮	①支援児やアレルギーの知識を備え、配慮が必要な児童への対応が十分に図れるか	5
	②いじめや児童虐待への対応が十分にはかれるか	
コスト意識及び見積額	①費用対効果を高める取り組みがなされているか	10
	②事業に見合った適切な見積額であるか	
総得点		100

### 13 委託料

#### (1) 委託料の上限額

委託期間5年間の委託料の上限額は、以下のとおりとします。ただし、別紙「たじっこクラブ運営業務委託料積算表」により計算した額と比較し、大幅な変動が生じる場合は双方の協議により予算の範囲内で契約金額を変更できることとします。

	グループとクラブ名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計(円)
1	南姫、根本	34,898,142	34,854,272	34,681,112	34,118,242	33,728,532	172,280,300
2	北栄、共栄	30,666,215	30,103,345	29,967,125	29,054,255	28,233,735	148,024,675
3	小泉	32,068,445	32,068,445	31,976,095	31,976,095	32,068,445	160,157,525
4	精華	32,115,312	32,115,312	32,022,962	32,022,962	32,115,312	160,391,860
5	池田、昭和	40,977,505	40,977,505	39,110,215	40,148,215	35,603,202	196,816,642
6	養正、脇之島、市之倉	37,086,305	37,042,435	32,104,155	25,762,885	25,712,085	157,707,865
7	滝呂、笠原	33,659,850	33,572,110	33,373,550	31,591,680	27,028,197	159,225,387
	合計	241,471,774	240,733,424	233,235,214	224,674,334	214,489,508	1,154,604,254

#### (2) 委託料の支払い

原則、会計年度(4月1日から翌年の3月31日)ごとに受託法人からの請求に基づき、4半期ごとの前金払いとなります。支払いの時期、方法等は契約にて定めます。

### 14 契約の締結

- (1) グループごとに審査の最高得点者を委託者として決定します。
- (2) 契約内容は、本要項、たじっこクラブ運営業務委託プロポーザル仕様書及び提案書に基づいて決定します。

### 15 業務開始前に契約の実施が困難になった場合における措置

#### (1) 選定結果通知後の辞退

選定結果通知後に辞退することは、原則認められません。万一、選定結果通知後に辞退する場合は、教育推進課に辞退届を提出してください。なお、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求をすることがあります。

#### (2) 契約の取消し

業務開始までの期間に、選定された法人が次の事項のいずれかに該当した場合は、契約を取り消すこととします。

- ア 倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- エ 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- オ この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき。
- カ その他委託することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

## 16 その他（留意事項）

- (1) 選定された法人が、当該法人の責めに帰すべき事由により、業務等を継続することが適当でないと認めるときは、契約を取り消すことがあります。この場合、法人の損害に対し市は賠償しません。また、契約の取消しに伴う市の損害について、法人に賠償請求をすることがあります。
- (2) 受託者として選定された後、準備行為期間として研修及び引継ぎを行います。これらに要する費用は、全て選定された団体の負担とします。
- (3) 各たじっこクラブには、できる限り正社員として雇用された放課後児童支援員の資格を有する者を1人以上配置するよう努めてください。

## 17 問い合わせ先

多治見市教育委員会 教育推進課  
〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地  
電話番号 : 0572-23-5904 (直通)  
ファックス番号 : 0572-23-5862  
E-Mail : [kyoiku@city.tajimi.lg.jp](mailto:kyoiku@city.tajimi.lg.jp)

## 【別紙】

### たじっこクラブ運営業務委託料積算表

※1 支援の単位あたり

#### 1 通年委託料基準額（年額）

規模	人数(人)	基準額（円）
小	5～9	3,167,000
中	10～19	3,663,000
大1	20～29	6,764,000
大2	30～39	7,752,000
大3	40～49	8,621,000
大4	50～59	9,140,000
大5	60～69	9,488,000

#### 2 登録児童が70人以上のクラブは、支援の単位を分ける。

- (1) 70人 → 2つに分ける（35人と35人）
- (2) 138人 → 2つに分ける（69人と69人）
- (3) 139人 → 3つに分ける（47人と46人と46人）

#### 3 土曜日等閉所減額（年額）

- (1) 運営法人が同じで、学校内で複数の支援の単位があるクラブは、土曜日等の閉所扱いを1支援の単位のみとし、他の支援の単位においては、▲660,000円を減額。
- (2) 土曜日等に他のクラブで合同保育を実施する等して、施設として土曜日等を常に開所しないクラブ（1支援の単位）においては、年間250日以上開所する場合は減額なし、年間249日以下の開所となる場合は▲330,000円を減額。

#### 4 支援児加算（年額）

- (1) 988,145円／人
- (2) 上限額3,952,580円（4人まで）

#### 5 離場所加算（年額）

- (1) 605,567円
- (2) 拠点室の定員を超えた利用児童の登録がある。
- (3) 支援の単位を分けていない。
- (4) 支援の単位を分けている場合であっても保育室が3階層以上にわたっている。

#### 6 夏休み委託料加算

- (1) 委託料 43,870円／人
- (2) 支援児加算 51,360円／人

#### 7 令和5年度以降の利用者数見込み

- (1) 通年 ※市全体 (単位：人)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
1,065	1,043	1,021	983	955

- (2) 夏休み ※市全体 (単位：人)

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
220	215	210	205	200